

浦安市立小学校及び中学校における学校地域連携運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦安市学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「規則」という。）第19条の規定により、学校地域連携運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、規則第3条の規定により、別表に掲げる浦安市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に協議会を置くものとする。

(委員の任命)

第3条 規則第6条第1項の規定による協議会の委員（以下「委員」という。）の任命においては、対象学校の校長は学校地域連携運営協議会委員推薦一覧（第1号様式）及び学校地域連携運営協議会委員推薦書（第2号様式）を教育委員会に提出することにより、委員を推薦することができる。

2 教育委員会は、規則第6条第1項の規定により任命した委員に対し、辞令を交付する。

(委員の再任)

第4条 規則第6条第4項の規定による委員の再任は、連続する5年を超えることができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委員の兼任)

第5条 委員は、複数の学校において重複して務めることができる。ただし、第2条で規定する学校の校長及び教職員を除く。

(委員の除外)

第6条 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者は、委員の身分を有することができない。

(委員の報酬)

第7条 委員の報酬は、年額5,000円とする。ただし、規則第6条第1項第3号のうち学校支援コーディネーターとして教育委員会が委嘱する者を除く。

2 規則第6条第3項ただし書の規定による補欠の委員の報酬及び規則第17条の規定により、解任した委員の報酬は、前項に規定する年額の月割計算とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 前項の報酬の受領を希望しない委員は、報酬辞退届（第3号様式）により、教育委員会に届け出るものとする。

4 浦安市の常勤の職員（県費負担教職員を含む）が委員を兼ねる場合には、報酬は支給しない。

(会議録)

第8条 規則第9条第5項に規定する会議録は、学校地域連携運営協議会実施報告書（第4号様式）により作成し、教育委員会に提出するものとする。

(会議の傍聴)

第9条 規則第10条第2項の規定により会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付票（第5号様式）に自己の氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴席において写真若しくは映像等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、会長

の許可を得なければならない。

- 3 会長は、傍聴人が指示に従わないとき、又は会議の秩序を乱し、若しくは議事の妨害となる行為をしたと認めたときは、退場を命じることができる。

(会議の運営)

第 10 条 会長は、必要に応じて、関係者及び対象学校の児童生徒を協議会に参加させることができる。

(意見の申出)

第 11 条 協議会は、教育委員会に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。）第 47 条の 5 第 6 項及び第 7 項に基づく意見の申出を行うときは、学校地域連携運営協議会意見申出書(第 6 号様式)により行うものとする。

(委員の辞任及び解任)

第 12 条 規則第 18 条第 2 項の規定による委員に関する報告を行う場合には、学校地域連携運営協議会委員に関する報告書（第 7 号様式）により行うものとする。

- 2 教育委員会は、規則第 18 条第 1 項の規定により委員を解任する場合には、学校地域連携運営協議会委員解任通知書(第 8 号様式・第 9 号様式)により当該協議会会長及び委員に通知するものとする。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務局は、当該対象学校に置くものとする。

- 2 教育委員会の事務局は、教育総務部学務課に置くものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

学校地域連携運営協議会設置校

小学校	浦安市立浦安小学校
	浦安市立南小学校
	浦安市立北部小学校
	浦安市立見明川小学校
	浦安市立富岡小学校
	浦安市立美浜南小学校
	浦安市立東小学校
	浦安市立舞浜小学校
	浦安市立美浜北小学校
	浦安市立日の出小学校
	浦安市立明海小学校
	浦安市立高洲小学校
	浦安市立日の出南小学校
	浦安市立明海南小学校
	浦安市立高洲北小学校
	浦安市立東野小学校
	浦安市立入船小学校
中学校	浦安市立浦安中学校
	浦安市立堀江中学校
	浦安市立見明川中学校
	浦安市立入船中学校
	浦安市立富岡中学校
	浦安市立美浜中学校
	浦安市立日の出中学校
	浦安市立明海中学校
	浦安市立高洲中学校

別記

第1号様式（第3条第1項）

発第 号
年 月 日

（宛先）浦安市教育委員会

浦安市立 学校
校長

学校地域連携運営協議会委員推薦一覧

浦安市立小学校及び中学校における学校地域連携運営協議会の運営等に関する要綱第3条第1項の規定により、本校の学校地域連携運営協議会委員として、下記の者を推薦します。

記

	氏 名	委員区分	委員歴
1			年
2			年
3			年
4			年
5			年
6			年
7			年
8			年
9			年
10			年
11			年
12			年

※第2号様式「学校地域連携運営協議会委員推薦書」を併せて提出すること。

発第 号
年 月 日

（宛先）浦安市教育委員会

浦安市立 学校
校長

学校地域連携運営協議会委員推薦書

浦安市立小学校及び中学校における学校地域連携運営協議会の運営等に関する要綱第3条第1項の規定により、本校の学校地域連携運営協議会委員について、下記のとおり推薦します。

記

氏名	(ふりがな)
	性別 ()
住所	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
電話番号	
メールアドレス	
推薦理由	

年 月 日

（宛先）浦安市教育委員会

浦安市立 学校地域連携運営協議会

委 員

報酬辞退届

私は、浦安市立 学校地域連携運営協議会委員を受けるにあたり、委員報酬の受領
を辞退します。

年 月 日

（宛先）浦安市教育委員会

浦安市立 学校
学校地域連携運営協議会
会長

学校地域連携運営協議会実施報告書

浦安市立小学校及び中学校における学校地域連携運営協議会の運営等に関する要綱第8条の規定により、 年度の活動状況を下記のとおり報告します。

1 活動状況について

（1）協議会の開催

回	開催日	人数	主な議事、活動
第 回	月 日（ ） ： ～ ：		
第 回	月 日（ ） ： ～ ：		
第 回	月 日（ ） ： ～ ：		
第 回	月 日（ ） ： ～ ：		

（2）協議会から出された主な意見

2 協議会の取組と成果

3 その他

※各回の会議資料を併せて提出すること。

年 月 日

第 回 学校地域連携運営協議会 傍聴受付票

氏 名	住 所	備 考

年 月 日

（宛先）浦安市教育委員会

浦安市立 学校
学校地域連携運営協議会
会長

学校地域連携運営協議会意見申出書

浦安市立小学校及び中学校における学校地域連携運営協議会の運営等に関する要綱第 11 条の規定により、下記のとおり意見の申出を行います。

記

1 意 見 運営に関する事項 ・ 職員の任用に関する事項

2 内 容

上記内容を確認いたしました。 浦安市立 学校長

発第 号
年 月 日

（宛先）浦安市教育委員会

浦安市立 学校
校長

学校地域連携運営協議会委員に関する報告書

学校地域連携運営協議会委員について、浦安市立小学校及び中学校における学校地域連携運営協議会の運営等に関する要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 委員名

2 報告事項

3 その他参考となる事項

年 月 日

浦安市立 学校
学校地域連携運営協議会
会長 様

浦安市教育委員会

学校地域連携運営協議会委員解任通知書

浦安市学校運営協議会規則第18条第1項の規定に該当することにより、学校地域連携運営協議会委員を解任する旨、浦安市立小学校及び中学校における学校地域連携運営協議会の運営等に関する要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 解任する委員

2 解任する期日 年 月 日

3 解任する理由

年 月 日

浦安市立 学校
学校地域連携運営協議会
委員 様

浦安市教育委員会

学校地域連携運営協議会委員解任通知書

浦安市学校運営協議会規則第18条第1項の規定に該当することにより、学校地域連携運営協議会委員を解任する旨、浦安市立小学校及び中学校における学校地域連携運営協議会の運営等に関する要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 解任する委員

2 解任する期日 年 月 日

3 解任する理由